

別海町議会会議録

第2号（平成23年6月22日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

- ① 6 番 沓 澤 昌 廣 議員
- ② 15 番 中 村 忠 士 議員
- ③ 1 番 木 嶋 悦 寛 議員
- ④ 4 番 今 西 和 雄 議員
- ⑤ 9 番 瀧 川 榮 子 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

- ① 6 番 沓 澤 昌 廣 議員
- ② 15 番 中 村 忠 士 議員
- ③ 1 番 木 嶋 悦 寛 議員
- ④ 4 番 今 西 和 雄 議員
- ⑤ 9 番 瀧 川 榮 子 議員

○出席議員（18名）

1 番	木 嶋 悦 寛	2 番	松 壽 孝 雄
3 番	森 本 一 夫	4 番	今 西 和 雄
5 番	西 原 浩	6 番	沓 澤 昌 廣
7 番	小 林 敏 之	8 番	安 部 政 博
9 番	瀧 川 榮 子	10 番	山 田 信
11 番	丹 羽 勝 夫	12 番	松 原 政 勝
13 番	戸 田 博 義	14 番	戸 田 憲 悦
15 番	中 村 忠 士	16 番	佐 藤 初 雄
副議長	17 番 安 田 輝 男	議長	18 番 渡 邊 政 吉

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	磯 田 俊 夫
教 育 長	山 口 長 伸	代表監査委員	鈴 木 英 世

監 査 委 員	下川原	洋
選挙管理委員長	高 崎	好 藏
福 祉 部 長	田 村	秀 男
建設水道部長	根 本	幸 三
監査委員事務局長	半 田	雅 代
病 院 事 務 長	真 籠	毅
総 務 部 次 長	有 田	博 喜
福 祉 部 次 長	斎 藤	英 彦
産業振興部次長	笠 原	悦 雄
総 務 課 長	宮 部	正 好
財 政 課 長	竹 中	仁
福 祉 課 長	佐 藤	英 敏
町 民 課 長	斎 藤	英 彦
老 健 事 務 長	清 尾	昌 弘
農 政 課 長	山 崎	茂
水産みどり課長	笠 原	悦 雄
事 業 課 長	天 田	豊
生涯学習課長	下 地	哲
出 納 室 長	相 山	一 晴

教 育 委 員 長	大 塚	保 男
総 務 部 長	小 守	正
産業振興部長	土 井	一 典
教 育 部 長	大 島	登
農委事務局長	森 本	哲 男
会 計 管 理 者	上 月	昭 彦
福 祉 部 次 長	松 本	光 永
福 祉 部 次 長	松 壽	和 広
建設水道部次長	天 田	豊
総合政策課長	有 田	博 喜
総 務 課 参 事	佐 藤	則 夫
福 祉 課 参 事	清 水	純 夫
特老建設準備室長	松 本	光 永
特 老 施 設 長	村 井	勉
環境特別推進室長	登 藤	和 哉
商工観光課長	岡 田	一 芳
学 務 課 長	藤 原	繁 光
図 書 館 長	中 川	浩

○議会事務局出席職員

事 務 局 長	佐 藤	次 春	主	幹	山 田	一 志
---------	-----	-----	---	---	-----	-----

○会議録署名議員

8 番	安 部	政 博	9 番	瀧 川	榮 子
10 番	山 田	信			

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

ただいまから、第2日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

8番安部議員、9番瀧川議員、10番山田議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず初めに、6番沓澤昌廣議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は、一問一答方式でございます。

○6番（沓澤昌廣君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

財政の見える化。

財政の見える化の前提として、会計は複式簿記・発生主義が必要となります。企業ではこれが常識で、複式簿記は、現金の増減だけでなく、取引によって発生した原因も記録します。物を買った場合、資産になるのか費用になるのか、お金が入ってくる場合も、売り上げか借金かが明確になります。原因と結果の二つの視点から会計処理することで、お金の動きと資産やコストも把握することができます。

日本の国や自治体などの会計は、明治以来の長い間、単式簿記・現金主義で行われてきました。単式簿記とは、取引の結果だけを現金の増減として把握するものです。現金のやりとりがあったときに計上することを言います。これは、予算の執行状況を明確に把握し、現金収支を厳しく管理することができますが、反面、資産、負債のストック情報がなく、そのため、粉飾や赤字隠しを許しやすい問題点があります。また、金利や減価償却費、直接・間接の事業実施に必要な費用の情報が欠けており、住民への説明責任や自治体経営面でも欠陥があります。

世界の先進国では、民間企業と同じ複式簿記・発生主義へと公会計は改革しております。決算に同方式を導入していないのが日本とドイツだけと言われておりますが、そのドイツも同方式への変更を検討しているとのこと。

財政再建団体への転落の危機に直面した東京都は、2006年度から全国自治体に先駆けて複式簿記・発生主義を取り入れ、その結果、例えば都債返済に充てるべき積立金の不足や都が行っていた事業の累積欠損など総額1兆円もの隠れ借金が帳簿上で明らかになり、高い金利を払い続けていた。都有地の積極的な売却など都を挙げての取り組みで、翌07年末にはその隠れ借金をほぼ解消させ、また、これまで見えなかった減価償却費や公債費、金利など、時間がもたらすコストも明らかになり、基金積立金を充実させて、将来

の支出に備えられるようになっていきます。さらに、回収困難な債権が放置されていることも明らかになったことから、それらの会計処理をするため回収基準を明確にして、債権管理条例を制定して、約2兆円もの基金を積み上げることができるようになっております。リーマンショックによって税収が大幅に減ったときにも、福祉関連予算を増額させることができるなど、都民生活を守る財政と体質改善が進んでおります。

東京都の石原知事は、3期12年間で自身がなし遂げた仕事の中で最も大きな実績として、会計制度を変えたことだ。日本のような単式簿記でバランスシートのない国はほかにない。財務諸表がわからないから事業仕分けをしなければならない。会計制度を変えたことが一番本質的な改革だと思っていると述べております。それと、職員に生まれたコスト意識だと言われております。

担当者に公会計改革の一番の効果はと伺ったところ、多くの方が職員の意識が変わった。一人一人にコスト意識が生まれ始めたということだそうです。その中で、学校給食がコスト高になっていることが判明、そこで区は、自校方式からセンター方式に変えることを提案しました。当時、一部の区民から自校方式が望ましいという強固な反対意見が出たそうですが、一食当たりの学校給食費に約1,200円もかかっていることを示して、区民の理解を取りつけることができたそうです。明治以来の長年の単式簿記ではなく、だれでも理解のできる複式簿記の発生主義が今後大切になってくると思います。

そこで、質問いたします。

第1点目、単式簿記・現金主義は、増減把握をするもので、反面、資産・負債のストック情報はなく、そのため粉飾や赤字隠しをしやすいという問題があります。また、金利や減価償却も含め、直接、間接にかかわらず、事業実施に必要な費用の情報が欠けており、住民への説明責任や自治体の経営面でも欠陥がありますので、早期の改善が必要だと思います。それで、町長の所見をお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

沓澤議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、本町にとりましては、まさに自主自立のまちづくりを推進しているところでありまして、いわゆる自治体経営ということが大変重要な、これから観点であります。したがって、沓澤議員の質問におかれましては、大変的確な御指摘をいただいたものと思っております。

それでは、お答えを申し上げますが、これまで自治体が採用してきた会計につきましては、地方自治法が規定する各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない。そういう単年度主義のもと、単式簿記・現金主義で行われてまいりました。しかし、ただいま議員御指摘の御質問のとおり、現状の会計制度におきましては、ストック情報、いわゆる資産や負債の状況が見えにくい。また、正確に把握できないという問題も存在することは事実でございます。

このようなことから、国、総務省では、平成18年に公布した簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、これを踏まえまして、平成18年7月7日に閣議決定した経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006、これを受け、同年8月31日に、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指標に基づき、公会計の整備について取り組みを行うよう各地方公共団体に通知があったところでございます。

本町におきましては、これまでも法に基づき、町の財政状況について普通会計財務諸表を作成し、バランスシート、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書を年に2回公表をいたしてまいりましたが、国からの通知を受け、どのような財産管理方式を取り入れるか、また、財務システムの改定をどのように行うかなどについて、これまで検討してまいりました。

その結果を踏まえ、各会計制度の改定を行い、よりの確に資産や債務の管理を行うとともに、町の財政状況について、よりわかりやすく町民の皆様にお伝えしていく必要があるものと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 沓澤議員。

○6番（沓澤昌廣君） わかりました。

それでは、重複しますが、別海町も今後は複式簿記・発生主義へと変えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） 町長への御質問でございますけれども、事務的な部分でございます。私のほうから回答させていただきたいと思っております。

まず、現在の単式簿記・現金主義を複式簿記・発生主義へ変えていくということにつきましては、町長からも回答がありましたとおり、平成18年度の総務省通知による地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針、こちらにおきまして、各地方公共団体は、原則として国の作成基準を準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、バランスシート、それから行政コスト計算書、資金収支計算書、キャッシュフロー計算書です。それと純資産変動計算書、これらの4表の整理を標準型として、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベース、こちらで、町村にあっては5年後、平成18年でございます。つまり、本年度中にこれら4表の整備、または4表作成に必要な情報の開示に取り組むこととされたところでございます。

このような状況の中でありまして、本町におきましては、平成10年度から普通会計のバランスシート、こちらを作成しております。また、平成16年度からは、バランスシートのほか行政コスト計算書、それからキャッシュフロー計算書につきましても作成をいたしまして、町のホームページを通じて公開をしているところでございます。

また、本町では本年度から、議会の皆様方の御意見をいただきながら、わかりやすい予算書として作成をさせていただいたところでございます。そして、町が保有する資産の再確認、こちらとデータベース化に取り組みまして、あわせて新公会計システムとして導入する会計モデルの選定作業などの準備を進めてまいりました。

現在では、北海道自治体システム協議会が採用するシステムにより、新公会計制度導入に必要な開始貸借対照表、こちらの最終チェックを行う段階となっております。平成22年度の決算、ですから、ことしの秋から発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースでのバランスシート、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を作成して、発生主義に基づく新公会計により財政状況の公表を行うことができるよう作業を進めているところでございます。

今後は、制度を導入することのみにとどまらず、これを継続して活用していくことができるよう事務を取り進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

います。

○議長（渡邊政吉君） 杵澤議員。

○6番（杵澤昌廣君） わかりました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。被災者支援システムの導入をということをお願いいたします。

3月11日の東日本大震災は、千年に一度と言われ、地震と大津波によって、町は一瞬のうちに多くの命とすべての財産を奪われました。そして、起きてはならない原子力発電の事故です。瓦れきの処理が十分できないまま行方不明者や死亡確認のできない方も大勢いると思います。

また、自分たちの財産は大切ですが、自分たちと一緒に暮らしてきた家畜、放射能の汚染で人体に影響があるから県外に出るように言われても、そんなに簡単に家畜を置いて逃げることができるでしょうか。家畜も家族同然の生き物です。一緒に暮らしてきた人たちにとっては、身を切られるよりつらいと思います。

別海町も酪農の町であり、漁業の町であります。災害が起きてからでは遅く、起こる前から最低限の準備をしておく必要があります。別海町は既に、海拔の低い本別海、走古丹では防災避難施設が完備されております。

そこで、提案ですが、別海町でも被災支援システムの導入が大切です。災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳をつくり、被災者状況を入力することで、罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、救援物資の管理などが一元的に行えるということです。ゼロから開発すると莫大な費用がかかりますが、全国の自治体には無償提供されております。別海町も今後、被災支援システムの導入を早期に検討することが大切だと思いますが、いかがですか。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） こちらも私のほうからお答えをいたしたいと思いますが、まず、あの痛ましい大震災から3カ月経過いたしました今、改めてお亡くなりになられました皆様方の御冥福をお祈りいたしますとともに、いまだに7,400名余の行方不明者がいる中で、原発のトラブルによる放射能被害も重なるなど、劣悪な環境の中で懸命に復興に当たられておられる被災地域の皆様方に対しまして、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

議員の御質問の被災者支援システムにつきましては、平成7年の阪神淡路大震災を体験した西宮市の職員によって、震災業務新システムとして作成されたものを総務省及び財団法人地方自治情報センターにおいて改良の後、平成21年1月に、全国の自治体に無料配付されているシステムのことと承知をしております。

このシステムの内容につきましては、実際に災害対応に携わった職員が作成したということでありまして、とても利便性の高いソフトとなっているものと思っておりますが、一般的に普及しているパソコンのソフトと異なる構成となっております。

ソフトの導入環境から考えますと、本町が現在事務執行に利用しておりますシステム環境におきましては、動作性、あるいは他の業務との互換性など不安要素があります。このほか、さらに、本システムを活用するに当たりましては、住民の記録情報のシステムを利用しなければなりません。更新・活用することから、データのセキュリティーに関する不安も実際にはあります。検討は進めておりましたが、このシステムの導入までには至っていないのが現状でございます。

さらに、道内の市町村の状況等について調査しておりましたけれども、本町と同様な理由から、導入実績がないとのことでございました。

災害への対応といたしましては、いかなる状況下においても行政機能をしっかりと維持していくことが大切であると考えております。しかしながら、今回の大震災による甚大な被害と、ライフラインを初めあらゆる機能が失われたことを目の当たりにし、災害発生時にはこのような支援システムが破壊されることも考えなければなりません。

このようなことから、災害時の状況により、必要に応じて、このソフトを導入することも含めて検討を進めてまいりたいということで考えております。

昨日の行政執行方針の中で町長からお話がありましたように、本町におきましては、今後においてもハードとソフトの両面においての災害に強いまちづくりが必要であると考えておりますので、議員が言われますように、被災者支援システムの導入につきましても、単体導入か、あるいは本町が現在、事務執行に利用しておりますシステム環境の中でこの導入も可能かどうかを視野に入れまして、導入の時期、これらも含め、さらに検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 杓澤議員。

○6番（杓澤昌廣君） できるだけ早い時期に、この支援システムを導入してほしいなと、そう思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、杓澤議員の一般質問を終わります。

続きまして、15番中村忠士議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は、一問一答方式でございます。

○15番（中村忠士君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、第1点目であります、町の防災体制についてであります。

東日本大震災は、1万5,000人を超える犠牲者を生む未曾有の大災害となり、いまだに8,000人、これは6月13日の数字でありまして、6月20日現在では7,482人となっておりますが、行方不明者がおられ、8万8,000人に及ぶ方々が避難所等での苦難の生活を強いられています。改めて犠牲となった方々に哀悼の意を表するとともに、すべての被災者に心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

この大災害からの復興は現在進行形で進んでいるわけですが、教訓とすべきさまざまなこともわかってきています。これを踏まえ、当町においても、備えについてしっかりと見直しをし、打つべき手を打って、全町民が安心して暮らせるまちづくりを本格的に進めるべきであると考えます。

こうした視点から、当町の防災体制について、6点にわたってお聞きします。

まず、1点目ですが、別海町地域防災計画が平成19年3月に前面改定されましたが、今回の東日本大震災を踏まえ、町の防災計画の前面見直しを再度すべきだと思いますという質問を用意していたのですが、昨日の町長の行政執行方針で見直しを図ると表明されておりますので、それを了とし、次の項目から質問させていただきます。

2点目であります。

地震対策の重要事項の一つは、建物の耐震化です。当町においては、耐震改修促進計画が策定されており、その中で、町の耐震化を重要視する建築物として、学校、病院、避難施設、共同住宅、その他の公共施設が上げられています。

まず、学校等施設の耐震化について伺いをいたします。

平成22年度の別海町公立学校等施設整備計画によると、この時点での話ですが、耐震性のない棟とされているものは、小学校で3校3棟、中学校で4校9棟、幼稚園で1棟ということになっています。これら13棟について、耐震化の進捗状況並びに今後の計画見通しをお知らせくださいということですが、これについては、教育長の教育行政執行方針の中で状況が述べられています。しかし、必ずしもその中でも方針が明確でない別海小、それから別海中の屋体、上西春別中学校の校舎、屋体、並びに中西別幼稚園の耐震化についての計画、見通しをもう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

中春別中学校につきましては、この6月議会で補正予算を要求しておりまして、基本設計費と地質調査費を行い、来年度から実施設計をしまして、工事は平成25年度からの予定をしております。

上西春別中学校につきましては、耐力度調査、老朽化の度合いを調査しまして、それをもって文科省の補助事業で改修ができるかどうかを検討していきたいと思っております。

残る別海小学校、別海中学校の体育館につきましては、校舎も古いことから、将来的な建てかえも、全体的なものも考えまして、検討していかなければならないのかなど、このように思っております。

中西別幼稚園につきましては、耐震診断を実施して、耐震改修が必要か否かを判断したいと考えております。

学校施設の耐震化は、第6次別海町総合計画に基づき、平成30年度の目標である耐震化率100%の達成に向けて計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 今の説明の中でもう少し教えていただきたいのが、上西春中の状況調査、それから別海小並びに中の屋体、全体的に建てかえの方針で検討していくというようなお話だったかと思えます。それから、中西別幼稚園については耐震診断をする。それぞれのおおまかな年度、ここら辺でこれをやりたいというような年度について、お知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

今、中春別中学校の建てかえを予定しておりますが、大まかな試算では15億円ぐらいかかると思うのですが、財源的な問題もあります。これらの計画年度をきちんと整理して、順次、上西春別中学校、それと別海小・中の屋内体育館を整備していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） まず中春中ということで、その推移の中でこれを検討していくというようなお話でしたが、いずれにしても大変急がれる問題だと思いますので、鋭意努力をお願いしたいと思います。

次に、3点目の質問であります。避難施設の耐震化についてお聞きします。

町のホームページに掲載されている避難場所施設は66カ所で、学校等の施設を除く

と、施設数では43あると思います。この施設中、特に多くの人が避難すると考えられる施設のうちに昭和56年以前の建築物は、中央公民館、町民体育館、西公民館であります。この3施設は早急な耐震化が必要と思いますが、計画見通しをお知らせください。

これについても、きのうの教育行政執行方針の中で、町民体育館の耐震改修を今年度予定している旨、教育長から述べられました。したがって、この時点では中央公民館、西公民館の耐震化についての計画見通しをお知らせ願いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

中央公民館は昭和46年の建設で、老朽化が進んでいることから、第6次別海町総合計画において、中央公民館にかわる施設として生涯学習センターの建設を計画しているところであります。現在、職員による検討委員会を設置し、この6次計画の中での建設に向けて具体的な検討を進めております。

多くの住民が利用する社会教育施設として、耐震化を図らなくてはならないことは十分承知しておりますが、生涯学習センター建設まで現状で対応することを御理解願います。

また、西公民館につきましては、平成19年度の耐震診断で耐震性ありと判定されております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 生涯学習センターの建設を、中央公民館についてはそちら側に移行していくということで、耐震性ももちろん含めて万全の建物にしていくというお考えだと思うのですが、避難施設としてそこが十分機能するような、そういう考え方で建設計画を進めているかどうか、確認したいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） 御質問にお答えします。

避難施設として活用できるような状況で考えて、今はおります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） その点も十分中に入れて、いざというときは困らない状況にしていきたいと思います。

4点目の質問であります。

耐震改修促進計画というのが町にできていますけれども、民間の専用住宅、共同住宅合わせての耐震化率を46.8%と、この計画ではなっています。これを平成27年までに90%にするという目標を掲げています。

具体策として、無料耐震診断の取り組み、耐震改修に係る費用負担の軽減措置を上げています。これらがどのように進んでいるか進捗状況を、成果や課題を含め、申しわけありませんが簡潔にお知らせ願いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） 耐震改修促進計画の推進状況及び成果と課題ということでございますが、本計画における耐震化率につきましては、阪神淡路大震災時において、死者数の約9割が住宅や建物の倒壊等に起因するものであったため、国交省、こちらの住宅建築物の地震防災推進会議において、地震防災戦略の減災目標を達成するために、耐震化された住宅あるいは建築物の割合を10年間で9割とする目標が提言されております。そして、平成18年1月には、建築物の耐震改修の促進に関する法律、こちらの一部改正によ

りまして、地方公共団体の耐震改修促進計画の策定が義務づけられ、住宅建築物の耐震化について、昨年6月18日に閣議決定された新成長戦略、こちらは平成32年の住宅の耐震化率の目標を95%、平成15年、約75%でございました。また、特定建築物、こちらは学校、病院等、多数の者が利用する一定規模以上の建物になりますが、こちらは平成17年の中央防災会議の地震防災戦略により、平成27年度までに75%から90%にする目標が立てられているところでございます。

このような状況にありまして、本町におきましても、平成20年2月に別海町耐震改修促進計画、こちらを策定し、建築物による被害を半減させるため、住宅及び多数の方々が利用する建築物の耐震化率について、ただいま議員おっしゃるとおり、平成27年度までに9割にすることを目標としたところでございます。

平成23年1月現在の促進状況といたしましては、専用住宅が4,845棟、昭和57年以降に建設された建物は2,439棟となり、現状での耐震化率は50.3%となっております。また、共同住宅につきましては、214棟で、昭和57年度以降に建設された建物数は156棟となり、72.9%の耐震化率となっております。

このことによりまして、専用住宅と共同住宅合わせまして、現在の耐震化率につきましては51.3%でございまして、本計画書の策定時と比較いたしますと、4.5%の伸び率となっているものでございます。

また、無料耐震診断の取り組み、あるいは耐震改修に係る費用負担の軽減措置への成果と課題ということでございますが、耐震診断は、根室振興局において無料で診断をしていただけることになっております。費用負担の軽減につきましては、耐震改修費用の200万円以内は20万円、20万円未満の場合はその費用の額、それから、200万円を超える場合は補助対象経費の10%とし、30万円を限度とするというものでございますが、対象となる住宅につきましては、昭和56年5月31日以前に着工した住宅で、診断の結果、耐震性能評点1に満たない住宅となっております。昭和56年以前の建築物となりますと、築後既に30年を経過しておりまして、部分的な改築というよりも新築の方向で検討する方が多いのかなということで考えております。

仮に耐震改修を行うとした場合には、補助対象となる改修基準、こちらが基礎の補修、増設及び耐震性の劣る壁を、こちらを筋交い、あるいは構造用合板、こちらでの改修となっていることから、補強する部分だけの改築工事費ではおさまらず多額の経費を要すること、さらに、道路境界や隣地境界までが7メートル以内という制限もあり、現在までに利用実績がない要因と考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） この件につきましては、予算審議の中でも若干触れさせていただきましたが、使い勝手のいい制度にするということが一つの課題かなと思いますので、きょうはちょっと時間がありませんから、また時を改めまして論議したいというふうに思います。

5番目の質問に入らせていただきます。

避難施設の備蓄品についてお伺いいたします。

3月11日以前の数字として、つまり通常の数字として、5カ所の避難施設等に備蓄されている備蓄品は、総計で毛布1,600枚、500ミリリットル飲料水2,232本、10リットル飲料水容器540、乾パン1,536食、クラッカー1,540食、アルファ米

1,150食ということであります。

この5カ所以外の避難所には食料、水などの備蓄品はないということですが、これについては検討を要すると考えます。いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） お答えをいたしたいと思います。

現在、避難施設に備蓄しております非常食等、こちらにつきましては、高潮や津波による災害時の備えとして、海岸線沿いにあります尾岱沼地区の避難所、それから床丹、本別海、それから走古丹、こちらの各防災センターに、議員おっしゃるとおり毛布、飲料水、アルファ米等の非常食を、津波避難勧告を発するときに、対象となる避難者数の人数分を備蓄しているところでございます。また、不足が生じた場合に備え、役場の防災倉庫にも補完的に備蓄品を備えております。

災害時における非常食等の備蓄目標数としては、沿岸地域以外も含め、町民人口の約1割ということで、1,700食程度を備蓄目標として、更新も含め備蓄品の充実を図ることとしているところでございます。

議員が言われるように、海岸線以外の避難所においても備蓄品を備えることが必要であるということで考えてはおりますが、現在備蓄しております飲料水やアルファ米、それから乾パン等の非常食、こちらにつきましては、保存期限が5年間のものを備蓄しております。価格が高いこともありまして、備蓄目標であります1,700食を用意するには約500万円程度の予算が必要となります。

さらに、全避難施設に備蓄品を備えるとした場合には、全体で約4,800万円から4,900万円程度の経費が必要となりますし、非常食につきましては5年ごとに更新もしなくてはなりません。

また、海岸線沿いにある尾岱沼地区の避難所、床丹、本別海、それから走古丹の各防災センターにつきましては、その施設の機能上、備蓄品の保管場所を確保しておりますけれども、避難施設34カ所すべてに備蓄品を保管することは、管理面も含めて難しいものと考えております。

しかしながら、今後は備蓄品の量、あるいは実際に利用して不評であります非常食、この種類も含めまして、地域の自主防災組織の皆様方の意見もお聞きしながら、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 後段おっしゃられた自主防災組織、つまり住民の方々とよく協議をしてこれを進めると。財政的なバランスの問題もありますから、すべて満度というふうになるのか、ならないのか、そこら辺は大変難しい問題だと思いますが、部長がおっしゃられたとおりに、住民の方々、自主防災組織の方々、こういう方々の知恵をかりながら、ぜひできる限りの進め方をしていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、6点目についてお伺いをします。

大震災等により水と電気が長期間にわたってとまるということも想定しなければならないと思います。とりわけ酪農を基幹産業とする別海町において、酪農地帯で水、電気が長期間とまる状況になったときどうするのか。そのときのために、どういう備えをしなければならないか、この点についての町の考え、方策をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

本町における災害では、平成6年に発生しました北海道東方沖地震によるものが酪農への被害として思い起こされますけれども、この地震による電気と水道の完全復旧には3日ほど要したところがございます。しかし、今回の東北地方を襲いました巨大地震は想定をはるかに超えるものでありまして、新たな視点からの防災対策、対応を講ずる必要があるものと考えております。

まず、産業における防災対応について、現状と課題を整理する、被災規模を限定しない論点整理が可能かどうか検討するということで、各農協、関係機関と協議が必要となってまいります。

北海道東方沖地震では、上水道の一部が断水となり、既設の消火栓等を利用して、ミルクローリー車を給水車両として配備することで乳牛への給水が行われたところがございます。

現在では、国営環境保全型かんがい排水事業などによりまして、石綿セメント管の改修が進んだということで、耐震性は向上しているとのことですが、全町が断水となった場合には、河川等からの取水も考えなければならない事態が生じてくるものと考えておりまして、その場合の対応についても協議しておくべき課題の一つであります。

また、長時間停電による搾乳牛等への対応につきましては、搾乳機器を稼働させる電力が必要になります。そのことから、トラクターを動力とする発電機、また、ガソリン、ディーゼル発電機などがございますが、現在、各農協調べでございまして、51基程度が整備されておるとのことです。しかし、これらも不十分でありまして、また、応急的な対応となるということでございます。バルクでの冷却、それから運搬、乳業工場での受け入れ体制などの都合によりまして、関連施設の復旧が長期にわたって見込めない場合、こういう場合には、乳牛への給仕、給水制限をするなど、搾乳の中断に向けて酪農家個々の判断も必要になってまいります。

このようなことを踏まえまして、時期や被災状況によって対応が大きく異なることは思いますけれども、東日本大震災を契機として、各農協、関連機関等の危機意識の共有と、それから危機管理体制について協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 基本的なことについては全くそのとおりでよろしいかなというふうに思うのですが、問題は、どれだけ急ぐかということになります。つまり、協議を急ぐということはできるかなというふうに思うのです。その点について、よろしく願いたいと思います。

大きな柱で2点目の質問に移らせていただきます。

2点目は、東日本大震災被災地の支援についてであります。

東日本大震災に対し、当町はいち早く、毛布、非常食等の提供、看護師、救急隊員の派遣、個人からの支援物資の受け付けなどに取り組んできました。

大災害の発生から3カ月以上がたちましたが、依然として現地の状況は厳しく、全国からの支援が必要であります。

現時点における町としての支援策をお知らせ願いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） 現時点の支援策ということでございますが、現時点で継続し

ております支援策につきましては、被災者用の受け入れ住宅、こちらといたしまして、旧光進小中学校の空き教職員住宅10戸、それから公営住宅5戸、こちらについては、いつでも入居可能となっております、公営住宅につきましては、震災後から被災者の受け入れ用として確保している状況でございます。また、仮設住宅の建設可能用地も提供可能な旨、道を通じて報告をしているところでございます。

募金活動につきましても、現在も役場庁舎ほか各支所、事務連絡所、公民館等の公共施設16カ所で実施をしております。

次に、人的支援でございますが、これまで町立病院から看護師2名、根室北部消防事務組合から別海消防署隊員2名を被災地に派遣をしております、さらには自治労からの要請によりまして、町の職員1名を岩手県宮古市へ派遣したところでございます。

6月13日になりますが、北海道町村会を通じて、被災市町村への中長期的な職員派遣の協力要請が来ておりました。今後も、本町からの派遣が可能かどうかを含めて検討してまいりたいと考えております。

このほか、一時避難につきましては、仙台市から中春別の親元のところに、震災直後から母親と子供さんが2週間ほど一時避難をしておりました。このお2人を含めて、2家族で4名の方々が町内に一時避難していた、あるいは現在も避難していると把握しているところでございます。

また、被災者等からの問い合わせにつきましては、被災地の皆様方の必要な要請に応じ、例えばあいている公営住宅や教職員住宅の貸し付けのほか、子供たちの受け入れ、仮設住宅の建設用地の提供等々、本町としての受け入れが可能な部分につきましては積極的に対応していきながら現在に至っているところでございます。

一時避難してきた乳幼児への健康診断、あるいは福祉牛乳の配付、移転してきたい住宅はないか、公営住宅に入居したい、家畜たちを別海町で引き取ることはできないか、また、父母が一時的に避難してきていて仕事を探しているというお話も聞いております。現在はこのような状況でございます、支援内容も日々変わってくるものと予想されておりますが、今後も募金活動を継続しながら、こちらへ避難される方々のさまざまな要望もあると思いますので、個々の状況をお聞きしながら、本町としても総務課の防災交通担当を窓口、できる限りの対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 少し具体的な点で質問をしたいと思います。

東北の酪農家を支援しようと牧草の提供を個人あるいは民間団体が行いましたが、多額の費用がかかります。現地酪農家の要望に応じ、牧草等の提供について、町として何らかの取り組み、あるいは助成をしたらよいのではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 御質問にお答えをいたします。

まず、東京電力福島第一原発事故の影響を受けまして、粗飼料不足に悩む被災地酪農家に対しまして、別海町の酪農家4戸が協力をして牧草ロールが届けられたとの記事を私も見ました。このことに感銘を受けるとともに、心温まる民間支援に敬意を表するところでございます。

福島第一原発の放射能漏れにつきましては、北関東では放射性物質検査で長期化する牧

草給与自粛の影響から、飼料不足が深刻化していると承知をいたしているところであります。このことから、北海道ではことしの1番・2番草の提供可能量調査を実施をいたしまして、道東あさひ農協管内におきましては、1・2番草合わせて2,100個のロールの提供が可能とのことでございますが、牧草の購入費、輸送費について、現段階では具体的な指示はないということを根室振興局から聞いているところであります。

現在、被災地では有効かつ効果的、組織的な支援が求められていることから、都道府県単位での支援体制に町として最大限の協力をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町長が今おっしゃられたように、振興局もこの件に関しては非常に積極的に取り組んでおるということを振興局からお聞きをしております。

国においても、粗飼料の購入経費について、財政的手当をするという方向で動いているという情報もあるのです。そういう情報を的確につかんでいただきながら、町としてできるだけのことをやっていただきたいと思います。

それから、3点目についてですが、現地酪農家が別海で酪農を継続したいという希望がある場合、町として積極的に受け入れる体制をとったらよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。この点について、改めてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 御質問にお答えを申し上げます。

別海町におきましても、農家戸数については毎年4%近く減少をしております。担い手の確保については、酪農研修牧場を核として取り組んでいるところでございます。今年度は、研修牧場卒業生を町内の、上風連、奥行、西春別に3組と、隣町に1組が就農することとなりました。

離農跡地につきましては、隣接酪農家からの引き合いも多いところでありまして、施設の老朽化も進むなど就農地の確保に苦慮している状況にもございます。

被災地では、廃業した酪農家の皆さんや休業を強いられている酪農家が多数おりまして、牧草の給与は一部で自粛されたままでありますが、現在は生乳の出荷停止はほぼ解除され、乳業工場もすべて操業を再開するなど復興に向けて懸命な努力をされているものと認識をいたしているところでございます。

被災地域からの受け入れにつきましては、地域、農協の意向も考慮し、さまざまな条件整備も必要となるところでありますが、復旧、復興に向けた選択肢の一つとして、別海町ホームページを利用した酪農就農情報の掲出などを検討いたしたいと思っております。

酪農畜産業につきましては、初期投資額も高くなりますし、移転就農には補助事業、農場のリース事業でありますとか、また保有合理化事業、これらを基本とせざるを得ないところでございますが、関係機関及び農協との連携をもとに、幅広く柔軟な担い手対策を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 今後の経緯を見ながらまた、論議を深めていきたいと思います。

3点目の質問に入らせていただきます。

3点目であります。泊原発及び大間原発の廃止の申し入れについてであります。

福島第一原発事故と、それによる大災害は、不完全で危険な技術体系である原子力発電の本当の姿を安全神話によって覆い隠し、想定できる危険に対処しようとしなかった東電幹部、原発を推進した政治、行政、一部の学者、教育者によって引き起こされた明らかな人災であります。

原発事故災害の収拾の見通しは全く立っておらず、むしろ深刻さを増すばかりです。とりわけ福島第一原発から400キロメートルも離れた静岡のお茶等からも基準を超える放射能が検出された問題は、泊原発を抱える北海道民にとっても驚愕を覚えるものであります。

泊原発から別海町までは375.6キロメートル、青森県大間原発からは401.6キロメートルです。泊原発、大間原発で事故が起こり、放射能漏れが起こったら、別海町にも被害が及ぶ可能性があるということが今回の事故でわかりました。酪農と漁業の町、別海にとって、放射能汚染の危機は何としても食いとめなければなりません。泊原発の運転中止と近い将来の廃止を北海道電力に、大間原発の建設中止を電源開発に対して申し入れるべきであると考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

中村議員御質問のとおり、大震災に伴う福島の第一原子力発電所の事故については、想像を超えたところで発生したところでございますが、北海道内におきましては、泊村に泊原子力発電所があり、事故後、活発に安全性について議論が行われているところでございます。

また、津軽海峡を隔てた対岸には青森県の大間原発がございますし、それに対する安全性について、北斗市では5月30日に、東日本大震災後、建設が一時中断している大間原発の建設工事凍結を表明をされ、北海道と函館市も6月15日に、大間原発、青森県大間町に対し、道内で福島第一原発の事故の避難区域に当てはめると、道内が範囲内となり、住民が不安を抱いていると指摘をしております。必要性について、国の責任で明確に説明することと要請をしていると聞いているところであります。

一方、国においては、福島原発事故を受けまして、原子力などのエネルギー政策だけでなく、科学技術政策全般の見直しが必要だとする文部科学省の2011年版科学技術白書(案)が16日に明らかになりました。その中で、事故対応については正しい情報が消費者に伝わらず、農産物などの風評被害につながったとして、情報発信に問題があったと指摘をいたしております。

また、環境への放射性物質放出や周辺住民の避難を招き、国民生活に大きな不安を与えただけでなく、世界中の人々が科学技術の陰の側面を再認識することとなったとの影響の広がりを認めてもおります。

しかし、国においては、エネルギーと環境政策の議論を始めた6月7日の新成長戦略実現会議におきまして、海江田経済産業相が原発の再起動に全力を挙げる、このように発言をし、将来も原発を主要なエネルギー源とする姿勢を明確にしていたことが14日、未公開の議事録ではございますが明らかになったと報道されております。

政府は、実現会議の下に新たにエネルギー環境会議、これを設けて、エネルギーと環境政策の検討を始めたところでございますが、菅首相においては、原子力政策の白紙からの見直しと同時に、省エネと再生可能エネルギーを大きな柱として育て上げると表明をされ

ました。そして、自然エネルギー推進庁の創設にも言及したようでございますが、経済産業相側からの強い巻き返しに遭っているとの情報や報道もございます。一方、日本共産党の志位委員長におかれては、6月13日、原発撤退・自然エネルギーの本格導入についての提言を行ったとお聞きをいたしております。

このような状況にありまして、原子力発電所を抱える全国の自治体の中には、停止に当たり、雇用などに大きな影響が出る。地元の意見をもう少し聞いてもらいたかった。また、現状のままで安心・安全が実感できる対策をとるべきだといった御意見や、雇用や経済への影響を考え、停止している原子力発電の運転再開を容認をいたした自治体もございます。

いずれにいたしましても、エネルギー政策については国全体で考えていかなければならないものでございまして、本町といたしましては、今後とも北海道、また北海道町村会と連携をとりながら、この問題に対応してまいりたいと考えておりますが、現在のところ、泊原発の運転中止、それと近い将来の廃止、あるいは大間原発の建設中止について、北海道電力並びに電源開発に対して申し入れを行うことは考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 申し入れを考えていないということですので、話は平行線になると思いますので、絞って提案します。

一つは、福井県も、それから青森県もそうなのですが、独自の基準、あるいは調査機関をつくるというふうに言っています。北海道も、政府の言うとおりでとか、あるいは北電の言うとおりに任せるのではなくて、みずから独自の基準なり調査なりをしていく、そういうような機関を設けるべきだということについては申し入れができるのではないかなと思うのです。

それから、もう1点、大間も泊も、プルトニウムを使うプルサーマル計画の実施中でありすね。これは、大変危険であります。だから、札幌の上田市長も、それからきょうの北海道新聞を読めば、高橋道知事も、上田市長においては凍結すべきだと、道知事に関しては非常に慎重な姿勢をとっております。だから、プルサーマル計画については、これは、凍結あるいは慎重に取り扱うべきだというような点での申し入れはできませんか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

いずれにいたしましても、原発については、まず安全の確保がしっかりされているのかどうか、これが第一だと思っております。そういう意味においては、まだまだ、今、福島第一原発が大津波によってああいう状況になったということについては、いろいろ報道されておりますが、それらに対する対処についてはどうだったのか、地震はどうだったのか、最終的にはやはり検証が必要だと思っております。その検証に基づいて、今後、原発の安全性が図られるのかどうか、これからの新しい再生可能なエネルギーを含めて、新たなエネルギーに向けてかじを切るのかどうか、それらについてはそれから、我々国民に対しても、それぞれの関係自治体はもっと深刻だと思っておりますが、そういうところにしっかりとした情報がまず提供されて、判断材料が我々に得られる、そのことが大事だと思っております。

したがって、まずはそのことをしっかり国として早急にやっていただきたいと思えますし、今の状況からいくと、来春には30%弱の電源の供給をしている原子力発電が、すべ

てが停止をするということになるということも報道されているところでありますが、そのときに、電力の需要とバランスがどうなっていくのか。電力がなくて停電ということにつながって、日本の経済に大きな影響を与える、国民生活に大きな影響を与えるということもありますので、まずはそれらについての対応も、やはりしっかり考えていかないと、早急に停止をすればいいというだけではなかなかおさまらないのではないかとということも考えられますので、いずれにいたしても安全第一でございますので、まずそのことをしっかり国のほうに情報提供してもらって、そして国民が全体でエネルギーをどうしていくのかということを考えるベースを与えていただきたい、そのことが重要だと思っております。

また、プルサーマルについては、当然、核燃料の再処理、そしてプルトニウム、また、ウランと混合して、それをまた使うということでもありますし、プルトニウムについては毒性が極めて高いと言われておりますので、それが事故になったときに放出されるということで大きな懸念がありますし、今回の事故を通じて、非常に原子力に対する安全性というものが、いわゆる安全神話と今言われていますけれども、非常に疑問を持たれているということでございますので、当然、そのことについても、これから我々は大きな関心を持って見ていかなければならないと思いますし、当然、そのことも、今回の事故の検証については、そのことについても十分、国としても検討、調査していく。そして、これからの原子力エネルギー行政にどうしていくのかについて、当然触れられる部分だと思っておりますので、そのことをまず私どもは注視をしていきたいと思っておりますし、北海道も、いろいろ、今、そのことについても検討しておりますので、それから町村会含めて、これから連携をしながら、それらに対応してまいりたい、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 若干含みも含んだお答えだったかなというふうに思うので、今後、別海町の自然エネルギーをどうしていくかという、町長の所信表明の中でも触れられていた部分ですが、その点を今後また論議していきたいと思っております。

4点目の質問に入らせていただきます。

教育委員会委員長の教育に対する抱負についてお伺いしたいということでもあります。

新たに就任された教育委員会委員長におかれましては、これまでの豊富な御経験を生かされ、別海町の子供、青少年の健やかな育ちを支え、助ける教育委員会であるよう、なお一層の御尽力をいただきたいと考えています。

委員長の別海町の教育に対する抱負をお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育委員長。

○教育委員長（大塚保男君） それでは、御質問にお答えいたします。

いまだリーマンショックの後遺症が残る国際的な金融・経済危機に東日本大震災も加わり、国内、道内、そして本町においても、景気が大変低迷しております。また、人口の減少や少子高齢化が進行し、地域医療や雇用の場の確保、暮らしの安心などへの不安が広がる中、そこに住む人々の地域への誇りや再生への情熱を足がかりに、持続可能で活力のある地域づくりを進める必要があります。このようなときこそ、教育においては新しい時代、新しい別海町を積極果敢に築き上げていく進取の気概を持った人材を育成することが求められております。

このためには、子供たち一人一人に困難に立ち向かい、解決する力、他者を思いやり、自然を大切にする心、未来を切り開き、次代を生きる力をはぐくんでいくことが何よりも重要であります。

こうした認識のもとに、別海町教育のしるべにあります「夢と希望にあふれ 輝きに満ちたふるさとを切り拓く町民を育む教育」、これを目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 基本的な点について、委員長のお考えを今お聞きしました。

実は私、3人の息子がおるのですが、いずれも別海高校にお世話になりまして、大変すばらしい教育を受けさせていただいたなというふうに感謝しております。

2番目の質問に入るわけですが、これまでも当町の教育委員会に対しまして質問をしてきました。その中で、私としてはもう少し突っ込んだ回答といいますか、いただきたかったものがありますが、三つに絞って改めて質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、教育委員会の役割及び教育委員会委員長と教育長の役割とその関係性について、どう考えておられるかお伺いします。

2点目ですが、国連・子どもの権利委員会の第1次から第3次までの日本政府への勧告が出されています。これについて、どのようなお考えをお持ちか、お聞きしたいと思います。

それから、3点目でありますけれども、1966年のユネスコ特別政府間会議で採択された教員の地位に関する勧告についてお伺いしたいと思います。

以上3点について、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育委員長。

○教育委員長（大塚保男君） まず最初に、教育委員会の役割等についての御質問にお答えいたします。

教育委員会の役割及び教育委員長と教育長の役割とその関係についての御質問でございますけれども、これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがありますので、そこで定められております。役割としては、教育委員会は5人の委員をもって組織された合議制の執行機関であると、こういう押さえて、その会議を主宰し、教育委員会を代表する者が教育委員長であると、このように押さえております。また、教育長は、教育委員会の指揮監督のもと、教育委員会の権限に属する事務全般を処理するものと承知いたしております。

続けて、第2番目の御質問ですけれども、国連・子どもの権利委員会の第1次から第3次までの日本政府への勧告についてということですが、平成元年、国連の採択した子どもの権利条約、これを5年後の平成6年に条約を批准し、その批准国は、5年ごとの定期的な実施状況を国連に報告することが義務づけられています。国連に設けられました子どもの権利委員会は、その報告を審査し、必要な提案や勧告をしています。

日本政府への勧告の特徴的なもの4点を上げさせていただきますと、一つ目に、極度に競争的な教育制度によるストレス、余暇、身体的活動、休息の欠如のため、子どもが発達上のひずみにさらされている。過度なストレス及び不登校を防止し、かつ、それと闘うための適切な措置をとるべきことということです。

二つ目に、印刷物、電子メディア、視聴覚メディアの有害な影響、特に暴力及びポルノから子供を保護するために、法的措置を含むあらゆる必要な措置をとるべきこと、これが二つ目に上げられます。

三つ目に、学校における暴力の防止、特に体罰及びいじめを根絶するため、包括的なプ

プログラムを開発すべきこと。

四つ目には、子どもの権利条約の規定が子供及び大人によって広範に知られ、理解されるように大きな努力を行うべきこととなっております。

勧告は、そのほかにも子供の虐待からの保護、障がいを持つ子供の機会均等などについても重要な問題提起をしています。

子どもの権利委員会が日本のような先進国に対して、すべての子供にかかわる教育制度などで厳しい警告の文書を送ったことは、異例中の異例事であると思っています。

別海町教育委員会といたしましては、この国連勧告を厳しく、真摯に受けとめ、改善できるところから徐々に解決していくべきとの見解を持っており、その改善に向け努力をしているところであります。

次に、質問の３点目ですが、ユネスコ特別政府間会議で採択された教員の地位に関する勧告についてということですが、この勧告については、昭和４１年９月２１日から１０月５日まで、ジュネーブで開催されましたユネスコにおける特別政府間会議において採択されたものでございます。前文と大項目１３、それから中項目３３、小項目１４４から成る、細部にわたる勧告であります。

議員の御指摘は、この勧告の中の大項目３、指導的諸原則の５項目の一部と、大項目８、教員の権利と責任、職業上の事由の６３項目の全文と考えます。

初めの指導的諸原則の中の５項目ですが、その全文は、「教員の地位は、教育の目的、目標に照らして評価される教育の必要性に見合ったものでなければならない。教育の目的、目標を完全に実現する上で、教員の正当な地位及び教育職に対する正当な社会的尊厳が大きな重要性を持っているということが認識されなければならない」となっております。至極もったもな内容であると認識しており、後段の項目の文章についても、教育に携わる者として尊重しなければならないものと認識しております。

また、これまでの答弁の中で言っておりますが、情報提供制度、これは、教職員の自由や創造性、責任感を阻むものではありません。教育の目的を実現するため、保護者と学校、教職員の信頼関係の大前提となる教育基本法や地方公務員法に明確に規定されている法令遵守を念頭に置いた制度であると理解しているところです。

条約ではないため、法的拘束力がないとのことではありますが、別海町教育委員会として、これからも論議を深め、この勧告を尊重しながら別海町の教育の振興に微力を尽くしたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○１５番（中村忠士君） 実に基本的な点について、ぴしぴしと指摘をされて、私の用意した資料のとおりといいますか、ここが大事だというところを、今、網羅されて述べられたかなというふうに関心をいたしております。ただ、細部にわたっては、まだ論議が必要な部分があるかと思います。今後、また時間をいただいて、論議を進めていきたいと思っております。

先ほどおっしゃられた地方教育行政の組織及び運営に関する法律であります。その４条に、これは私が言う必要のないことかもしれませんが、このように書いています。委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し見識を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するとなっております。この精神をぜひ教育委員会の最高の責任者として、代表として遂行していただ

くようにお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、中村忠士議員の一般質問を終了いたします。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前11時23分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、1番木嶋悦寛議員、質問者席にお着きください。

なお、質問は、一問一答方式でございます。

○1番（木嶋悦寛君） 初質問で多少緊張しております。

技能士重用制度についてお伺いします。

技能士重用制度は、技能検定に合格した技能士を公共工事等で積極的に活用することにより、産業文化の継承、雇用の安定促進を図るものであります。

技能検定というのは、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図り、ひいては我が国の産業の発展に寄与しようとするものであって、職業能力開発促進法に基づいて実施されております。

本町においても、別海町技能士会が中心となり、技能尊重運動を30年以上にわたって展開してまいりましたが、実際には町発注の公共工事において、制度としては活用実績が見えてこないというのが現状であります。

地域の財産でもある技能士を活用し、その社会的地位を向上させることは、若い世代への技術の継承を円滑に推進し、産業基盤の強化、地域活性化を期待できるものであります。

まず、技能士重用制度に対する本町の取り組みの現状はどうなっていますでしょうか、質問いたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） まず、技能士の認定制度でございますけれども、木嶋議員からお話のとおり、国が技能と知識を検定いたしまして、その検定合格者に与えられる称号、これが技能士であります。一般的にはまだまだ知られていないのが実情ではないかなと思っておりますけれども、当町におきましては、技能士の社会的、経済的地位の向上の推進とその活用について、国が定めた職業能力開発推進月間、11月でございますけれども、これに合わせまして、町広報誌等で紹介、周知をするとともに、技能士会の活動について支援をさせていただいているところでございます。

また、別海町の技能士会は、正会員、賛助会員、法人会員合わせまして57名でございます。11月10日の技能の日には、包丁研ぎだとかを行っております。また、デイサービスセンターのカレンダーパネルの張りかえ作業だとか産業祭のあきあじ鍋協力など地域の奉仕活動や、ふゆとぴあ、白鳥まつりなどの冬季イベントでございますけれども、もちつきや雪像づくりなどで、地域振興活性化の観点から協力・活動をいただいているところでございます。

御質問の技能士重用制度についてでございますけれども、建築工事発注などに当たりまして、技能士を積極的に活用しようとする制度でございますが、現在、町が発注する工事におきましては、仕様書に技能士の活用に努めることを明記いたしまして、活用を促している状況でございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 技能士の取り組みに関して、道のほうでは、昭和44年に技能士重用に関する取り組みが始まりました。そして、昭和50年には、土木工事、左官工事、塗装工事、板金工事の主要部分については技能士に施工させることとなり、そのほかにも1級技能士の現場常駐制度なども制度化されてまいりました。ということは、これは、技能士を使いなさいということなわけで、積極的に活用という、さらにこれから進んだ取り組みであると思っております。

これまでに、町に対してこうした制度の通達はなかったのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 今おっしゃられました重用制度、それから1級管理士の常駐制度、これは、国と道の制度でございまして、こういう形で国と道が実施しますよというような形の通知はございます。それとともに、地方自治体においても積極的な活用をなさйтеというような形の通達はございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） そうしますと、通達があったということは、その段階で町としての活用というか、制度としてそれを進めていこうという動きはなかったのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

町として、制度的なものはまだつくっておりませんけれども、実際の工事に当たっての仕様書の中に、先ほどちょっとお話ししましたけれども、そういう形の中で盛り込んで、積極的な活用を図ろうとしている段階でございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 次の質問ですが、技能士は、非常に多岐にわたる職種が存在しております。その中で、特に建設業に関連する技能士の位置づけを、本町発注工事、今、仕様書の中でうたっているということでしたが、公共工事の中で、それ以外にどのような形で扱われてきたのか伺います。

○議長（渡邊政吉君） 建設水道部長。

○建設水道部長（根本幸三君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、北海道では、発注する建設工事の主要な部分については技能士に施工させることを義務づけしております。積極的に活用することとしていまして、本町でも、土木工事におきましては、北海道建設部の土木工事共通仕様書を準用しております。技能士の活用の項目では、請負人は、工事目的物の品質の向上を図るために技能士の積極的な活用に努めるものとあります。努力義務ではありますが、活用を促進しております。

また、これにつきましては、去年の10月に仕様書の改定がありまして、技能士の活用状況を工事施行成績評定において評価することというふうになりました。これにつきましては、技能士の社会的地位や技術水準の向上に役立つものというふうに考えております。

評価する職種については、植栽工事の造園技能士、それからコンクリート工事のコンクリート圧送施工技能士、それから区画線工事の路面標示施工技能士、塗装工事の塗装技能士というふうに限定されておりますが、今後、この評価をする項目もふえてくるのだなというふうに思っておりまして、23年度の工事からは道の共通仕様書に沿う形で評価をしていきたいというふうに考えております。

建築工事につきましては、道の指導も結構ありまして、特別仕様として技能士の積極的活用に努めることとしておりまして、型枠施工技能士ほか24職種を指定して、規模の小さいものについては省略しておりますが、監督員に書面で報告することとしております。

しかしながら、とび、それから型枠施工なり鉄筋工なりが、この指定、25種類ありますが、その半分くらいこの町にいないというのが現状でありますので、今後、引き続き技能士の活用を指導していくとともに、育成の手助けをしていきたいというふうに考えています。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） それでは、技能士が、現状の中では、制度としては成り立っていないけれども、かなり重要な部分で技能士の活用を図っていくようにという指導はなされているということで間違いないですね。

それでは、それを踏まえた中で、今後、技能士重用の取り組みに関してどのように進めていくか、制度化に向けての取り組みがもしなされるのだったらそれが一番いいことではあるのですが、その辺のお考えを聞きたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

今、建設水道部長からもお答えをさせていただきましたが、建築工事等につきましては、北海道の技能士の重用制度、それから国の一般技能士現場常駐制度、これが制度化されておまして、関連職種において技能士の活用が義務づけられておまして、コストや品質保証に技能士のすぐれた施工技術が生かされるようになっているということでございます。

今後、本町におきましても、仕様書に記載されている内容の徹底と、それから資格証明書、技能検定合格書、あるいは技能士手帳の写しなどの提出を、関係機関と協議の上、検討してまいりたいというふうに考えております。

また、技能士の活用については、公共工事ばかりではなくて、一般個人の方々の工事にも、いい仕事をしてもらうための信用の目安、保証となるような活用方法、これにつきまして、技能士会と検討しながらPR活動等に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） ぜひ町長にお伺いしたいことがあるのですが、町長は、昨日の行政執行方針を述べられましたが、その商業振興の中で、一昨年制定されました中小企業振興基本条例について、残念ながら触れていただけなかったわけなのですが、この条例への肉づけ作業を現在進められている中で、この技能士の重用制度が中小企業振興策の中でどのような役割を果たしていくと思われるか、簡単に結構ですのでお答えいただけたらと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

中小企業振興条例について触れなかったということでございます。これは、確かに振興条例として銘打っては触れなかったのですが、それらの内容について、ことしの肉づけ予算含めて、いろいろと条例の精神というものについては反映させていただいている、そのように考えているところであります。

そういう中で、技能士の皆さん、なかなか一般の方については、そういう存在、どうい

う役割を果たしている、なかなか詳しくないというのが実態だと思っておりますし、それぞれ、それらのいろいろな事業をやられておりますけれども、それらの皆さんはほとんどがそういう資格を持ってやっておられるのだらうと思っております。

したがって、これらが、やはり技能を磨いていくということが、その企業の発展につながるものと我々は思っておりますので、そして、公共工事、また民間工事含めて、やはり信用が伴うということ、一般の方は特にそうだと思いますが、それぞれ、住宅を建てるにしても何をするにしてもやっぱり、それぞれしっかりした技術のもとでの信用がその企業を選ぶという目安になりますので、そういう面では、この技能士というものをもうちょっとPRをしっかりしながら、そして、そのことが技能士の皆さんの技術のレベルアップにつながる。そして、それから選ぶ消費者の皆さん含めて、そういう選定の基準にもなっていく。そういうことにつながっていけば、これがそれぞれの地域経済の発展にも、また、それぞれの地域に、別海町含めて、別海町の中にこういうすばらしい技能を持った業者さんがおられると、そういうことが広まっていけば、当然、そういう方に、信用してやっていただくということになっていくわけでありますので、ぜひそういう面から、これからもう少しPRをしっかりやっていく必要があるなど、そのように思っておりますし、その技術がこれから次の時代にまた引き継いでいくことも大変重要なことでありますので、まず引き継ぐだけの、やはり技術のレベルアップも図っていく、そういう面からも、少し我々もしっかり、PR活動を含めて、技能士会の皆さんと協議をしながら今後検討してまいりたい、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 技能士の重用を進めるということが地域の振興にもつながるというお考えということで、間違いないですね、それは。

それで、技能士というのは、自動車運転免許のような資格とはまた違って、この地域の産業文化の担い手がその技術水準のあかしとして備えている資格であるのは皆さん御存じのとおりでございます。どんなに技術革新が進んでも、その技術を使いこなす職人がいるからこそ産業は成り立っております。若い世代がその技能を受け継ぎ、技能士であることに誇りを持ってこそ、この地域で活躍でき、思いをつないでいける、そのような環境をつくっていくのが行政の皆さんの仕事なのかなと。そして、しっかりと見守っていくのが私たち議会であり、町民の役割であると考えております。

第6次総合計画のスローガンでもあります「笑顔あふれる豊かさ実感のまち べつかい」、この豊かさをしっかりと膨らませていってこそ多くの笑顔がつかれることとなります。技能士の重用制度についてしっかりと進めていただけることを期待、そして確信して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、木嶋悦寛議員の一般質問を終了いたします。

それでは、ここで、1時まで休憩をいたします。

午前11時50分 休憩

午後 0時56分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、4番今西和雄議員、質問者席にお着きください。

なお、質問は、一問一答方式でございます。

○4番（今西和雄君） 先ほどの木嶋議員と同様、初めてこの議場に、そして質問をさせ

ていただきます。ほどよい緊張感を忘れることなく務めてまいりたいと思います。

通告に従いまして、水沼町長に3点お聞きしたいと思います。

まず、1点目は、協働のまちづくりについてであります。

町長は、就任以来、市政の柱の一つとして協働のまちづくりを提唱してきました。いろいろと町民にも伝わる部分がたくさんあったかと思いますが、この1期4年間の市政運営の中で、どの程度町民の皆様に浸透してきていると思われませんか。また、取り組むに当たっての課題、さらにはその課題解決に向けて、今年度どのような取り組みを進めていくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 今西議員の御質問にお答えを申し上げます。

協働のまちづくりについて、どの程度町民の皆様に浸透をいたしているのか。また、課題は何か。また、課題解決に向けて、今年度どのような取り組みを進めていくのかということですが、昨日の行政執行方針でも申し上げたところではございますが、私は、平成19年4月に町長選挙に立候補し、当選をさせていただきました。そのときのマニフェストの中におきましても、自立のまちづくりを目指すため、町民主体による協働のまちづくりを進めることを約束をいたしたところであります。

ただいま質問にありました、協働のまちづくりについて、どの程度町民の皆様に浸透しているかということですが、私といたしましては、第6次総合計画の策定に向けた町民の皆様の活動を振り返ってみましても、協働のまちづくりへの理解は徐々に浸透してきているものと判断をいたしているところでございます。

また、昨年度において取り組みをいたしました別海町自治基本条例の策定に当たりましても、多くの町民の皆様の参画のもとで策定をされました。本年3月の定例議会で議決をいただき、4月から施行をいたしております。この条例の策定にかかわりながら、協働のまちづくりがさらに町民の皆様に浸透したものと認識をいたしているところでございます。

次に、課題は何かということと、課題解決に向けて、今年度どのように取り組みを進めていくのかという御質問でございますが、自治基本条例の説明や住民説明会等におきましても申し上げておりますが、まちづくりとは町内会活動、文化活動、ボランティア活動、また、選挙の投票などいろいろな活動を意味をいたしております。この活動に、いかに多くの町民の皆様が自主的に参加をしていただくか、これが大きな課題だと考えておりました。今後は、この自治基本条例を本町のまちづくりの最高規範として位置づけをいたしまして、町民の皆様が行政と情報の共有、また、行政への参加など協働のまちづくりについて理解をしていただくためのわかりやすいパンフレット等を早期に配布できるよう、現在準備を進めているところでございます。

このほか、本年度は6月1日から総合政策課の中に、新たにまちづくり推進担当を設置するとともに、協働のまちづくり補助金の拡充、また、総合計画にあります協働のまちづくりの指針、これらの策定にも取り組みながら、住民参画や体制づくりをさらに推進をしてまいりたい、そのように考えております。

このうち平成19年度から実施をいたしておりますべつかい協働のまちづくり補助金（公募型）であります。補助金の交付を受けることができる期間が3年でございます。せっかく実施してきた活動が4年目に途切れることもあるため、継続した補助金が必要であるという要望もありましたので、本定例会において、従来実施しているべつかい協働の

まちづくり補助金（公募型）のほかに、一般型という補助交付期間を区切らない事業を実施すべく、補正予算で100万円を計上させていただいております。どうぞぜひ御理解をいただきたいと思うところであります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 今西議員。

○4番（今西和雄君） 昨日の行政方針の中にもありましたし、十分伝わるものがありました。

ただ、一つ確認したいことなのですけども、ただいまの答えにもありましたように、指針づくりに町民に参加してもらうとか、そういう形の協働のまちづくりの動きもありましょうし、本来は、でき上がったものにいかに関民が積極的に、町長も言われたように参加するかとというのが本来の目的達成の意味だと思っていますので、そういう意味では、その部分を常に検証しながら取り組んでいっていただきたいなというふうに思っております。

それで、昨日のそれぞれの方針、行政、教育方針の中にもありましたように、まだまだたくさんのノウハウを持った、現役を引退した人たちがたくさんいるという、そういったこともどんどんまちづくりの中に組み込んでいけるような、そういう働きかけもやっぱりあわせてしていくことが、町長が唱えている目的を達成するための一つの手段かなというふうに思っておりますので、どうか今答えていただきましたようなことをしっかりと、さらに町民の皆さんに伝えながら進めていきたいと思ひますし、また、自分たち議員の立場でも積極的にそういうものに取り組んでいきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお祈ひします。

続きまして、2番目の質問に移ります。

T P P交渉に参加する国の意向に対する今後の取り組みについてということでお伺ひいたします。

昨日の行政方針の中にも、町長はしっかりと反対運動をしていく、そういう方針を打ち出されました。ただ、ちょっと残念だったのは、取り組んでいく体制づくりの中で、農業団体とともにという、そういう限られた取り組みの方向だったので、その辺のところを、やはりこの町は、農業団体ばかりでなくていろいろな団体とともにこの運動に取り組んでいくという、そういう姿勢が必要かな、そんなふうに思っております。その辺のところを改めて、今後、町として多くの団体や組織などに働きかけ、運動を展開していただひきたい、その件について町長の考え方をお聞きしたいと思ひます。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、農業団体とともにということを言ひました。言ひ方が悪かったのか、オール別海と言ひばよかったのかもしれませんが、いずれにいたしましても、別海町の、これからT P Pの問題については、地域経済を含めて、運命を左右するような大きな問題でござひますので、まさにオール別海、そして、さらには北海道、そして全国に反対の運動が広がるように努力をしていく、こういうことでござひますので、御理解をいただきたいと思ひます。

まず、昨年7月に行われまひた参議院選挙による政権のねじれ現象から、各種法案の審議おくれや、また、重要法案の先送り政治の混迷につながり、10月においては、唐突に菅首相が所信表明演説でE P A推進、さらに踏み込み環太平洋戦略的経済連携協定、T

ＰＰの交渉参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構想を目指すとの方針を示したところであります。

また、昨年の３月には、政府が国家戦略と位置づけている食料・農業・農村基本計画、これで食料自給率５０％への引き上げを明示していながら、関税撤廃の例外措置を認めない完全自由化、ＴＰＰを目指す交渉への参加、これについては全く理解ができるものではないわけであります。

世界的に食料需給が逼迫する中で、経済成長戦略のみでの関税撤廃が農林水産業へ与える影響は壊滅的であることから、酪農畜産、水産業を基幹産業とする地域として、ＴＰＰへの参加は断固反対であるということを昨年１０月、議会においても表明しておりますし、ことしの１月にも農林水産省、食と農林漁業の再生推進本部における意見交換会においても、北海道酪農を代表するという立場で反対をいたしたところであります。

食料自給率、カロリーベース５０％を目指すためにも、安全で安心な食料を望む国民の需要を維持するにも、日本農業の将来ビジョンである新たな食料・農業・農村基本計画の実現を目指すことが重要でありますし、食料のつくり手である担い手に対しては、国民合意のもとに必要な予算措置を講ずることが優先であるとの認識のもとに、まさにオール別海のさまざまな関係団体、町民の皆さんとともに、国、道に対して適切に対応するよう今後とも要請をしてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 今西議員。

○４番（今西和雄君） ２番目の質問の通告にも書いてありますように、まさに自分が言うまでもなく、日本の食を生産する一大食料基地という、そういうことは本当に揺るぎない事実でありますし、実を言うと、私自身は酪農に従事して四十数年になります。その四十数年の中で、必ずこういった、今日のＴＰＰと同じようないろいろな節目、節目に出会い、そして運動を展開してきました。そのときに、いつも話として最後に要請する中で出るのは、やっぱり自給率を上げましょう、日本の食料は自分たちで賄いましょう。それをしっかりと国に求めてきた経緯もありまして、四十数年たった今も同じようなことを要請する基本になっているということがすごく複雑な心境です。

きのうの町長の行政方針の最後の締めで、次の世代に豊かな別海町を残していく、そのためにもというくだりがありましたけれども、まさにその部分もしっかりと解決する道筋をやっぱりつけていかなければ、次の世代にまた同じように、これから１０年、２０年たっても同じような運動展開をしながら、そういうことであってはならない、そんなふうに思っている１人です。そういう意味で、いま一度、町長の力強い、このＴＰＰばかりではなくて、食を持っていく、そういう力強い決意のほどをいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、確かに私の記憶をたどっても、農業というのはこういう問題というものが何年か置きには必ずいろいろ噴出してきております。いわゆる国家としての食料戦略といいますか、やはり日本の最低限必要な食料は自国で生産をするのだという、そういう戦略がまずなかったのかなと、今にして思えば言わざるを得ないのかなと、そのようにも思っております。

したがって、別海町、いわゆる酪農、畜産、漁業、１次産業の町ですし、酪農においては日本の６％、そして北海道の１２％、非常に多くの生乳を生産している町であります

し、当然、国の食料の、国民への食料供給として大変大きな役割を果たしている地域だと自負をいたしておりますし、このことをもって我々は、地域としての誇りや自信、そして、そのことをもって国の食料政策に貢献していく、そういう大きな役割が我々にはあるのだろうと思っております。

したがって、当然、国の食料政策、これを、将来に向かった確固たる食料需給政策というものを100%せよということにはならないのかもしれませんが、最低限、70%ぐらいのことを考えていかないと、いざというこれからの時代、将来に向けた時代においての食料の確保はなかなか難しいということを言わざるを得ない。したがって、その辺の目標を置いて、確固たる食料確保の政策を国は策定をしていく。そして、そのための担い手の育成、当然、農業者はどんどん減っていきます。そういうことがないような、担い手に対する、いわゆる経営の安定政策をしっかりと打ち立てる、そのことがまず先決だろうと思っております。その上で、これからの国際的な自由貿易について考えるべきである、そういうことを申し上げてきたところであります。

したがって、別海町として、これからこの広大な草地基盤、そして土地基盤、これをしっかりと有効に活用していくことに、これから十分そういうことに心がけて、それに努力をしていくことによって、これからのいわゆる食料、牛乳生産、畜産、また、漁業は今、河川環境の整備、再生を含めていろいろな取り組みがなされております。そして豊かな漁場を守っていく。そういうことを通じて、これから町民一体となって努力を続けていけば、極めて将来は明るい夢や希望、そして誇りを持てる1次産業の町としてさらに発展していく、こういうことは可能だと思いますし、まさに今言われている再生可能エネルギーについても、まさに今、太陽光の、町としてもいろいろ普及に対策をとっておりますし、また、バイオガス、今、国のほうの予算も削減されて多少厳しいところはありますが、これからまた見直されてくるのだろうということだと我々も思っております。したがって、ふん尿の有効利用を含めて、これをバイオマスガスとして発電その他に利用すれば、本町の四十数%は、それで自給エネルギーとして利用できる。それから、太陽光が極めて、本町、この地域にとって有利なエネルギーになるということですので、いろいろなそういうことをしっかりと、長期的な視点に立ってやっていけば、この地域のすばらしい、エネルギー、食料を含めて、大きな、日本に対する貢献できる町として今後も発展していく、そのように私は確信をいたしているところであります。そういう道に、すべての町民の皆さんとともに進んでまいりたい、そう思っております。

○議長（渡邊政吉君） 今西議員。

○4番（今西和雄君） 議長、何回目でしたか、質問。もう1回あるのですか。

○議長（渡邊政吉君） それはいいのです。一問一答なので。

○4番（今西和雄君） 失礼しました。

今、力強い町長からの決意をいただきまして、そういう意味では、誇れる町の先導役の1人として、やっぱり管内的にもさらに広げて、全道的にもどんどんとそういった主張を、町長の口からどんどん出していただいて、引っ張っていただきたいなど、そのようなことを望んでおきます。

それでは、三つ目の質問をさせていただきます。

6次総合計画に基づく今年度の事業展開について。

先行きの見えない大変厳しい日本経済が続いておりましたが、さらに、ことしの3月に大きな災害に見舞われ、大変、国もその対応に苦慮をしている、そういう状況にありま

す。そのような中で、別海町も6次総合計画に基づいての事業展開を進めているところだと思いますが、ことし取り組む中にあっても、やっぱり検討ももう一度しなければならない、そういった状況下にあるのではないかと、そんなふうに考えますが、町長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 御質問にお答えを申し上げます。

まず、東日本大震災と町の事業展開の再検討ということでございますが、本町の財政状況につきましては、今さら申し上げるまでもなく厳しいものがございますが、現在進めております病院建設のほか、今後は特別養護老人ホーム、また、生涯学習センターの建設、また、小中学校の建てかえ等々、公共施設の整備を中心として、多くの財源を必要とする事業が山積をいたしているところでございます。与えられた任期の中で、さらに徹底した歳出の見直しを図っていく必要があると考えております。

また、このたびの東日本大震災の影響によりまして、国の財政状況につきましても、さらに厳しさを増しております。一般会計予算総額の46%を地方交付税が占めている本町にとりましては、今後の国における地方財政対策のあり方によっては非常に厳しい財政運営も予想しなければならない、そのように考えております。

また、6月17日には政府が2015年までに消費税率を段階的に10%に引き上げることや、地方交付税への配分方法を明記した社会保障と税の一体改革に関する成案の修正報道がございましたが、まだまだ先行き不透明な部分があることなどから、今後においても、事業を展開する上では本当に必要なもの、緊急性、重要性を見きわめながら、すべての事務事業を見直すとともに、新たな行財政改革にも取り組みながら、町民の皆様が幸せで安心して生活できる住みよいまちづくりを目指して全力で邁進をいたす所存でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 今西議員。

○4番（今西和雄君） 十分伝わってきたのですが、1点だけ、本当に必要な、あるいはすぐやらなければならない、その町長の判断というのはどういう観点にあるか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） まず、申し上げましたとおり、第6次総合計画、これをまず着実に推進していく、これが極めて大事なところであります。また、今の国の状況等を、どういう方向に行くのか、それをしっかり、それに対する対応をちゃんとやっていくということがまず基本的なことだろうと思っております。その上で、やはり、いわゆる我々の地域は酪農、畜産、漁業の1次産業であります。このことをまずはしっかり、中小企業を含めて産業の振興を図っていかなければならない、そのように思っております。それをまず基本として、それから福祉、さまざまなことがあろうかと思いますが、まずはそれが大事である、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 今西議員。

○4番（今西和雄君） 十分伝わった部分もあるのですが、そういう部分において、もちろん6次計画が基本の、これからやっていく展開だと思いますけれども、その辺のところを、本当に必要なもの云々という、その判断というのはやっぱり、大きな、今言われた全般にわたっての部分だったのですけれども、特にやっぱり、ことしの事業展開の

中にもありますように、例えば学校を改築していくとか、あるいはそういった部分が具体的に出てきていると思うので、その辺が町長の本当に必要な部分の優先順位の一つ一つだよというふうに、そういうふうに受けとめていいのかなというふうに思いましたけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 例えば特養老人ホーム、それから生涯学習、それから老朽化した小中学校の建てかえ等々、このことについては、先ほども申しあげましたように、第6次総合計画の中でもしっかりと、このことに対応していくということにしておりますし、いわゆる優先順位に基づいて、特養にしても生涯学習センター、仮称ですが、そういうことについてもいろいろ検討して、優先順位を決めながら、そのことに基づいてこれから着手するということでやっておりますので、今現在、具体的にあらわれてきたというものについては優先順位が高い、そのように理解していただければいいのではないかなと、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 今西議員。

○4番（今西和雄君） いずれにいたしましても、自分自身も理解しておりますけれども、限られた予算を持ちながら、いろいろな事業を展開していくということは、かなりのいろいろな精査もしていかなければならないという部分もありますし、そういう部分においては、自分たちの立場でもしっかりとその辺を精査しながら、また町長にもいろいろな形で伝えていきたいなというふうに、そんなふうに思っております。

以上、通告の3点の質問を終わらせていただきますが、私自身、冒頭にも申しあげましたように、こういう緊張感を持ったこの空間、そしていただいた時間が、私自身の発言の場ではなくて、別海町民1万6,000人の空間であり時間である、そんなふうにもいつも思っている1人ですので、そのようなことをしっかりと、忘れずに、今後とも議会活動をしてまいりたいと思います。

大変どうもありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） 以上をもって、今西和雄議員の一般質問を終了いたします。

次に、9番瀧川榮子議員、質問者席にお着きください。

なお、質問は、一問一答方式でございます。

○9番（瀧川榮子君） 通告に従いまして質問させていただきます。

一つ目として、自然エネルギー活用発電の補助拡大についてです。

東日本大震災の大地震と大津波による福島原発事故は、世界中の人々に原子力発電の危険性を改めて知らせることになりました。また、放出された放射性物質は、地域社会の存続を危うい状態のまま解決の糸口さえ見つかっていません。

原子力発電の安全神話は崩れ去りましたが、その安全神話が語り継がれている中でさえ、自然エネルギーの導入は重要な課題として取り上げられてきました。そして今回、原発事故を受け、さらに自然エネルギーの有効な活用にも目を向ける必要性を実感しているのが現実だと思います。

別海町では、北海道の自治体の中でも早い段階で独自の住宅用太陽光発電システム補助事業を始めました。余すことなく使い切り、有効活用できている補助事業の一つです。現在の情勢から、自然エネルギー活用の方はさらに進むものと考えます。

住宅用太陽光発電システムの補助金は、今年度1,400万円です。申請者がふえ、予算を超えた場合には補正による増額が望まれます。考えをお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 滝川議員の質問にお答えいたします。

別海町では、環境保全や地球温暖化対策、及び地域資源の有効活用を趣旨といたしまして、国の目標である太陽光発電量の10倍を目指し、平成21年度より5カ年計画で太陽光発電システムの補助事業を行ってございます。

国が平成20年度に財政難を理由に中止されておりました補助制度を復活いたしまして、平成32年度までに太陽光の発電量を10倍にふやす目標を立てたのを機に、別海町も平成21年度から25年度までの間に、当町の太陽光発電量を10倍にする目標を設定したところでございます。

実績といたしましては、平成21年度で42件、1,170万円、平成22年度においては39件、1,378万円の助成をしております。さらに、平成23年度においても、当初予算で1,400万円を予算化いたしまして、5月末現在の実績で19件、566万円となっており、40%ほどの執行率となっております。

また、別海町における太陽光発電量は、助成制度以前の平成20年度までで、町の調査でございますけれども、約100キロワットでございました。助成を開始してから平成23年の5末日までに、累計で約900キロワットとなっております。今年度中に目標であります10倍の1,000キロワットを達成できるものと考えてございます。

したがって、現在のところ、平成23年度に補正による増額は考えておりませんが、今後においては、エネルギー需給バランスの高いまちづくりや災害に強いまちづくりを目指す中で、さらに制度的な、また定量的な実施を含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今年度の行政執行方針の中で、環境エネルギー先進自治体の形成ということで、今までの、合わせて目標が1,000キロワットということなのですけれども、太陽光発電システム導入への支援を積極的に実施しながら、エネルギーの自給自足向上を推進しますというふうに名言されました。

今回の地震による津波、原発事故、それによる原発の調査とかがありまして、動いていない状況。北海道では泊原発についても高橋知事が、今回は慎重を期すということで、前に進む、再度動かすということに対して本当に慎重な姿勢をとっているという中で、この自然エネルギーの自給自足を向上させていくということは大変重要なことだと思います。

1件当たりについて30万円から35万円ぐらいの補助ということで、これについては、これをすることで地域の企業の利益誘導にもなるということもありますので、そのことも考えあわせて、この補助、増額ということが大変重要になってくると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 太陽光発電の補助についての増額についての御質問ですが、いずれにいたしましても、町として太陽光発電については、今後の有力な自然エネルギーだということで奨励をしてきているところでありますし、今後ともその方向で進めたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、どれだけの一般の皆さんが太陽光発電について取り入れていただくかということにもかかわってきますので、もし多くの皆さんが今後とも取り組みたいということになってくることがありましたならば、増額についても検討し

てまいりたいと思っております。

この二、三年の間にも、いろいろ補正を組んでやってまいりましたので、そういうことも今後とも検討させていただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 私たちの周りを見ましたら、新築の家が結構建ち始めています。その屋根の上とか、それから庭の周りに、太陽光発電が必ずと言っていいほど設置されているのを見えています。これは、町の助成が大きく影響しているのだなと思って、うれしく思っています。ぜひ検討の方向性というものを今後も探っていただきたいと考えています。

二つ目として、自然エネルギー活用の発電に対する補助を太陽光だけに限らず風力などについても活用できるように検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

化石燃料に頼らない再生化のエネルギーは、地球環境に負荷が少ない新エネルギーとして、太陽光、水力、風力、地熱、バイオマス等多岐にわたって存在してございます。

別海町では平成12年度から、家畜ふん尿が大量に産出する地域の産業構造によりまして、家畜ふん尿を活用したバイオマス発電試験事業や、日照時間が長いという地域特性を生かしまして、平成21年度からは太陽光発電助成を地球温暖化防止対策の一助として取り組んでまいったところでございます。

一方、他の新エネルギーにつきましては、自然条件が平坦な地帯であるということから、急流となる河川がなく、水力発電に取り組むことが難しいことや、また、年間平均風速が5メートルを超えないという気象条件の中から、風力発電には効率的に取り組みにくいものとなっております。

いずれもエネルギーの変換効率やコストへの問題がありますので、基本的にはそれぞれに地域の特性や自然条件を生かした有効な新エネルギーについて取り組みを推進していくことが効率的であるものと考えておりますので、そのような形で取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 太陽光発電がこの地域では一番適している、冬でも雪も少ないしということで、これが一番適しているということは以前にも聞いたことがありますし、本当にそうだなと思うのですけれども、風力なんかにつきましては、5メートルぐらいしか吹かない。自然条件の中で、風力発電というのは本当に、条件的には整わないということなのですけれども、微風でも回る風力発電というのも少しずつ実績が上がってきているということもありますので、もしそれが本当にきちんと有効利用できるということが検証されたら、そういうことも活用する方向性を探っていく必要があるのかなと考えています。

今、別海町では、化石燃料に頼らなくて家畜ふん尿によるバイオマスということを、今西さんのときにも御答弁がありました。ふん尿の有効活用ということで、これを有効利用すれば、本町では40%の有効利用ができるということなのですけれども、ここでちょっと一つお聞きしたいのですけれども、この有効活用するふん尿というのは、今、環境かんがい排水事業でやっているふん尿も含めた、全町的なふん尿の量ということなのでしょうか、それともかんがい排水事業をやっていないところの農家さんのふん尿のことについて

のことになるのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

そのふん尿の量につきましては、別海町で産出されるすべての、酪農、畜産から出てくるふん尿の量ということで計算をしているというふうに記憶してございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） そうしますと、ふん尿の有効利用というのは、環境かんがい排水事業でやっている、ばっ気して農地にまくというのは好気性で、空気が欲しいのですね。このバイオマスというのは確かに嫌気性だったと思います、空気を入れないでということだったと思いますので、有効利用の仕方がまるっきり対照的になってくると思います。です、環境かんがい排水事業を進めながらこのバイオマスを進めていくということは、かなり大変な部分が出てくるのではないかなと思うのですけれども、このことについても、今は、中西では電気はとっていないですね。ガスだけでとっていないのですけれども、バイオマスで電気をとっていく方向性というのを考えてはいるのでしょうか。それはなし、ガスだけ。

○議長（渡邊政吉君） ちょっと瀧川議員に申し上げますが、ちょっと通告から随分外れておりますので、できますればまた別の機会に質問をなさってください。

○9番（瀧川榮子君） はい。

○議長（渡邊政吉君） 次に行ってください。

○9番（瀧川榮子君） そうですね。いつもちょっと外れてしまうので申しわけないのですけれども、バイオガスというのは、これ1個だけ言わせてください。釧根農試でやっていたのですけれども、草わらの中に埋もれたようになって、釧根農試ではあります。これはどうしたのですかという聞きましたら、これはもう有効活用できないからこんなふうになっているのだということでしたので、難しい状況にあるのかなと思って見えています。

です、自然エネルギー活用ということで、バイオマスというのも出てきているのですけれども、風力などについても、風速が5メートルを超えないということなのですが、結構、風車が回ったりしていますし、私、この間、大都市の中の街路で風車が小さく回っているのを見ました。ほんの少しの風でも回る風力発電というのができているというのを聞いています。こういうのが有効と認められれば、実用化が進めば、有力な補助対象となるのではないかと考えるのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 化石燃料に頼らないエネルギーということでございますので、一点集中型というよりも、たくさんの形の小さなものがこれから必要になってくるのだらうと。今現在は大きな、原子力発電所だとか火力発電所に頼っているわけですが、これからそういう形での細かなものがたくさん、いろいろな、身近に出てくるということは想定されますので、そういうような状況についても検討しながらやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 次の質問に移ります。介護保険の円滑な利用継続についてです。

一つ目として、平成12年度実施の介護保険法改定となり、現在、保険給付である要支援者の訪問、通所介護を市町村の判断で保険外給付の介護予防、日常生活支援総合事業に

移せるようになりました。総合事業に移した場合、介護保険を利用していた要支援１、２の人にとって、サービスの利用範囲が大きく後退すると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） お答えいたします。

町長への質問ではございますけれども、内容がちょっと細部にわたっておりますので、私のほうからお答えいたします。

初めに、瀧川議員おっしゃるとおり、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が先週６月１５日に参議院で可決になりました。これの施行年月日は平成２４年４月１日からと、こういうふうになってございます。

それで、その改正の中で、新しく介護予防、日常生活支援総合事業というのが創設されたわけでございます。これは、今までやっております、全国同じですけれども地域支援事業の中の一つとして、そういう総合事業を創設したということでございます。

この法改正の附帯決議の中で、介護予防だとか日常生活支援総合事業については、要支援認定者が従来の介護予防サービスと、それから今回新設されました総合事業を選択、あるいは利用することが、そういう意思を最大限に尊重しなさいよという附帯決議がついておりますし、また、この事業の導入につきましては、町村で判断といいますか、今、５期の計画を立ててはございますけれども、その中のニーズ調査の中で、そういう必要があるのかないとかというのは今、だんだんとわかってきますので、そういう中で判断をしたいと思っております。いずれにしても、利用者にとって最善のサービスとなるように考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○９番（瀧川榮子君） 附帯決議にあるように、ニーズを最大限に尊重するというので、ぜひその方向で計画をしていただきたいと思いますと思うのですが、基本的には保険外給付対象とされるということなのです、総合事業にすると。それですので、慎重にニーズを調整していただきたいと思いますというふうに考えます。

要支援者は、介護保険制度のもとでは専門家による要介護認定によって保険給付の対象とされ、全国一律の基準に基づく保険給付を受ける権利を持つ人です。これらの人を自治体の判断で保険給付の対象外とすることは、専門性のあるサービス提供者から離れるということになると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） お答えいたします。

先ほどもちょっと触れましたけれども、この事業は自治体の判断で保険給付の対象外に一方的にするものではないということはおわかりだと思います。

それで、例えば保険給付外になった場合、要するに地域支援事業に移った場合、これも同じく公費と、それから保険者の保険料で賄う地域支援事業になります。それで、町と契約を結んで、両方とも専門性のあるサービスの提供者が実施をすることになりますので、瀧川議員御心配されている、こういう専門性のサービス提供者からなくなると、要するに、素人と言ったらおかしいですけれども、そういうボランティア的な人方が見るというようなことにはならないというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○９番（瀧川榮子君） 総合事業では、介護保険から切り離されるということの中で、全

国一律の基準がないということで、こうした専門性のあるサービス提供者から離れてしまうことがあるのではないかと問題が出てくるということでこの質問をしました。別海町では、介護予防のときにも必ず専門性のある人のところで今までも介護予防事業を受けていたということの押さえでよろしいでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） 瀧川議員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 総合事業を実施するかどうかは自治体の判断であり、実施した場合、要支援者は保険給付か総合事業かのどちらかを利用することになります。どちらを利用するかは自治体、地域包括支援センターが判断することになるとしてありますが、サービスを利用する人の状況を最優先にする必要があると考えますが、いかがでしょうか。

これは、先ほどの附帯決議の中のことともダブってくると思うのですけれども、再度お答えいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） お答えいたします。

要支援者が、介護予防サービスと、それから総合事業、新しくできた事業でございますけれども、これの両方を受けることは可能です。ただし、サービス内容が重複する場合は、どちらかにしてくださいということでございます。

現在、介護保険申請に係る相談の際には、福祉課の中に地域包括支援センターという場所がございます。その中に、資格職員、保健師だとか社会福祉士、それから介護支援専門員とかエキスパートをそろえてございますので、そういう人方が本人だとか家族への情報提供を行いながら調査を確認しております。それで、サービス提供も利用者の状況を最優先に、家族とも協議をしております。

今後も、総合事業として仮に実施する場合でも、自治体だとか地域包括支援センターだけの判断でなくて、利用者や家族も含めて協議をしていかなければならないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今のお答えに大変安心しているのですけれども、総合事業になると、介護保険の予算の中の3%しか予算は使えないということになっています。要支援の方は、今までですと、訪問看護とか、それから通所リハビリ、デイサービス、小規模多機能、短期入所、福祉用具の購入や住宅改修、それらが使えることになっていますけれども、これらについても、今後、総合事業の中に移行していくことになるのでしょうか。それとも、総合事業になると介護保険制度からは抜けてしまうということの中で、それらのサービスは総合事業の中ではなくてしまうのか。その辺のところはどのようになりますでしょうか。ぜひ残してほしいサービス内容だと思うので、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） お答えいたします。

地域支援事業でございますけれども、議員おっしゃるとおり、保険給付費の3%を限度としている事業でございます。ちなみに、22年度の実績は、約1,200万円ぐらい実施しております。ただ、計画では1,800万円ぐらいになっていますけれども、若干落ちているということでございます。

それから、総合事業につきましては、例えば予防給付と、それから見守りだとか配食を一体的にしないでという目的なのですが、ちょっと、町としても導入するか否かも含めて、今、5期の計画のニーズ調査を来週、27日に、1,500人以上のアンケート調査をとることになってございます。その中で、元気アップの高齢者だとか生き生き高齢者、それから要支援1、2の方、それから介護の1から5といますけれども、そういう区分別に、どういうことを望んでいるかという、そういう調査、これは義務づけられていますので、そういうのをしますので、そういうのを総括しまして、策定委員会ともよくお話をしまして、みんなに合った最善の給付をするように計画をつくっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 別海町では、要支援1、2の方のサービスの利用限度額単位は、これは全国的なものですが、高いものではありませんが、その単位を有効に利用しておられると思います。別海町でつくった第4期介護保険事業計画の中では、在宅サービス利用者の要介護状況報告の中で、平成20年度要支援1、2の方が全体の31.3%と多数を占めておられます。これは、要支援1から、それから要介護5までなのですが、要支援は自立ではないという状況の中で、継続したサービス利用が必要と考えています。今回の総合計画をつくる中でアンケートもとられるということですので、継続したサービス利用を十分に考えていただくことが必要だと思うのですが、いかがですか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） 要支援の1と2の方につきましては、要介護にならないために、うちの地域包括支援センターですか、その中に介護予防支援専門員というのをつくっております。その中で、その専門の方にサービスの計画を立てて実施しているところでございます。これからもその方に、そのニーズに沿ったサービスを提供していくということは、これは基本であると考えております。

瀧川議員おっしゃるように、在宅サービスの限度額につきましては、やはり要支援1でしたら約5千単位ぐらいですか、2になりますと約1万と。それから、要介護になりますと、要介護1でも約1万7千単位になりますので、その差はやはり、おっしゃるとおり、要支援の1と要介護の1では3分の1に、利用が少ないということ、これは明らかでございます。

そういうことで、今回の法の改正の中でも、介護保険事業計画に市町村ができる限り盛り込む事項というのでも明記されています。ニーズ調査を実施して、しっかりしなさいと。そして、その結果を勘案するよう努めるべきだというふうに附帯決議も出ておりますので、そこら辺は私たち行政のプロとして一生懸命やっていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 要支援の方というのは、あくまでも自立ではないということです。要介護2とか3から、いきなり要支援1になったり2になったりする方もいらっしゃいます。様子を見せていただいている、この方が要支援になったのだと思うような状況になるときもありました。要支援者になった方がサービスが少なくなった中で、日中1人での生活は不安だということで、この別海町から離れていかれるという現実も目の当たりにしています。

そこで、最後に町長にも見解をお聞きしたいのですけれども、今年度、第5期介護計画、保険事業計画が策定されます。第4期の計画ではきめ細かな内容となっていました。5期では法の改定もあり、その中で高齢者にとって、また現場で働く職員にとっても厳しい状況があります。別海町高齢者社会憲章にあるように、高齢社会の問題を町民みんなの問題として、福祉の推進に努めるため事業計画を5期でも立て、高齢者が安心して住みなれた町で住み続けられるようにする必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 5期の事業計画の策定に向けまして、瀧川議員おっしゃられますように、高齢者の皆さんが住みなれたところで生き生きと、元気に、健康で暮らしていけるようなまちづくりに向けて、そういうような計画になるように努めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ぜひそのように5期計画で立てていただいて、この町に貢献してきた高齢者の方が住んでよかったと思えるまちづくりに進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

三つ目として、老人保健施設の利用についてです。

老人保健施設では、本来、リハビリテーションや医療行為により早期の身体機能の回復を目指す施設です。しかし、施設によつては、本人、家族、医師、看護師、介護職などとの連携で、温かい環境の中でみとりをする施設もでき、みとり加算ができています。入所期間3カ月ルールはありますが、自宅での療養の難しさなどから、本来の使われ方ではない利用も多くなっている施設があると聞きます。

そうした中で、老人保健施設すこやかでは、今後の方向性をどのように考えておられるのかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） お答えいたします。

老人保健施設が、医療の機能と、それから福祉機能、両面を持っているということでございます。それから、施設と在宅のかけ橋となるという施設でございます。利用者の尊厳を守りながら、安全に配慮しながら、生活機能の維持だとか向上を目指して、総合的に援助しております。また、家族や地域の人々、機関と協力しながら、安心して自立した在宅生活が続けられますよう支援しております。

すこやかは、包括的ケアサービスの施設、それからリハビリテーションの施設、それから在宅の復帰施設、それから生活の支援の施設、それから地域に根差した施設ということで目標を立ててございます。今後も、介護保険事業の要介護高齢者等の在宅支援の拠点の施設として、その役割を果たしていきたいと思っております。

前段の、みとり加算といいますか、ターミナルケアの加算については、すこやかでは今現在やっておりません。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） みとり加算、ターミナルケア加算が、この老健施設でも導入されるということは、それなりに、3カ月ルールがある中でも、入所している期間が長くなる可能性があるということは十分考えられると思うのですけれども、別海町の老健では、その3カ月を超えて老健施設を利用されている方というのは年間にどれぐらいいらっしゃる

のでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） お答えいたします。

平成22年度の実人員といいますか、入所者で言いますと、111名入所しております。その中で、3カ月判定と言いますが、これは基準奨励で、3カ月に一遍、医師も含めた中で、リハビリも含めて、3カ月でいいのか、あるいは4カ月でいいのか、6カ月でいいのかとか、そういう判定をすることは法律で義務づけられています。それで、うちは3カ月判定をします。そして、そのうち数字的には11人が4カ月、それから7人が5カ月、それから10人が6カ月と、このような利用の状況になっております。またさらに、3カ月入所しまして、判定で、1カ月の間ショートを使ったり、自宅で見てもらって、また3カ月繰り返すと、そういう方も、中には多いといいますか、それは医者とか家族との話し合いもございますので一概ではございませんけれども、そのような利用の方がおります。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 老健施設を利用する、入所する期間というのが、かなり難しい。老健の本来の使い方をするのか、それとも家族の自宅での療養生活の難しさというようなことを勘案して入所期間を決めるのかというようなことで、難しい問題はたくさんあると思うのですが、インターネットでちょっと調べてみました。入所期間についてということで、特に規定はない。ただし、3カ月ごとに判定会議。介護保険上では期限はないが、あくまで在宅復帰を目的とした中間施設なので、3カ月ごとに施設サービス計画作成とか入所期間3カ月ルールはあるけれども、3カ月で介護状態の回復が望めない場合や、回復したとしても、その後の自宅での療養の難しさ、介護老人福祉施設への入所待ちによる3カ月を過ぎて、長期にわたり施設を利用せざるを得ない人もいたりとか、ほか、本当にもろもろあるのですが、かなりたくさんの人がこの3カ月ルールを超えた中で老健施設を利用しているのだなというのが見えてきます。

111名いらっしゃる中で、28名の方がそれなりに3カ月ルールを超えての入所をされているということなのですが、私の知っている方が、ああ、もう少しリハビリすれば、老健施設をそのまま在宅復帰にできそうなのになというようだったのですが、違うところに移ってしまわれたというような方もあるのですが、本当に3カ月、初めに3カ月というのを申し込んでいる場合には、3カ月ルールにのっとって、3カ月の間、老健施設の中できちんとリハビリをするために入所期間を守ってもらえるというようなことになるのでしょうか、それとも何か老健のほうで、これはもう少し早目に対処してもらってもいいというような判断基準が出てきて早目に対処するようなことがあるのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） お答えします。

老健すこやかは、先ほどから申し上げますように、在宅の復帰施設といいますか、リハビリをする施設がメインでございます。そのためにOTだとかPT、いわゆる作業療法士、理学療法士をたくさん抱えまして、施設長というのは医者でないとできないという制約もございますので、そういう中での判定会議でございますので、事務的にどうのこうのということにはなってございません。やはり医療的な見地からも、この方については3

カ月のリハビリでは足りないとか、これはもう少し延ばそうとか、そういうような基準と
いいますか考え方で判定を行っております。

いずれにしても、町としましては、たくさんの人に利用してもらって、在宅の支援をし
たいというのがこの施設の目的でございますので、利用率が少ないからたくさん入れると
か、そういうことは考えてございません。やはり質の高い、よりよいサービスを目指し
て、すこやかな職員全員頑張っておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います
です。よろしくお願いします。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 老健で働いている方の姿勢を見たり聞いたりしていますので、今
のお話は本当にそうだと思います。

入居者の方が本当にいい状況で在宅復帰できるようにということのために、これからも
ぜひ考慮していただきたいですし、3カ月ではどうしてもというようなときには、判定会
議の中で、その人が真に在宅復帰できるような方向性で入所期間を決めていただきたい
というように思います。

一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、瀧川榮子議員の一般質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日、本会議は休会となります。なお、午前10時から各常任委員会の開催が予定さ
れていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時09分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員